

# 「時短営業」と「休業」を相互に実施された場合の協力金の支給について

## 1 認証店の方へ

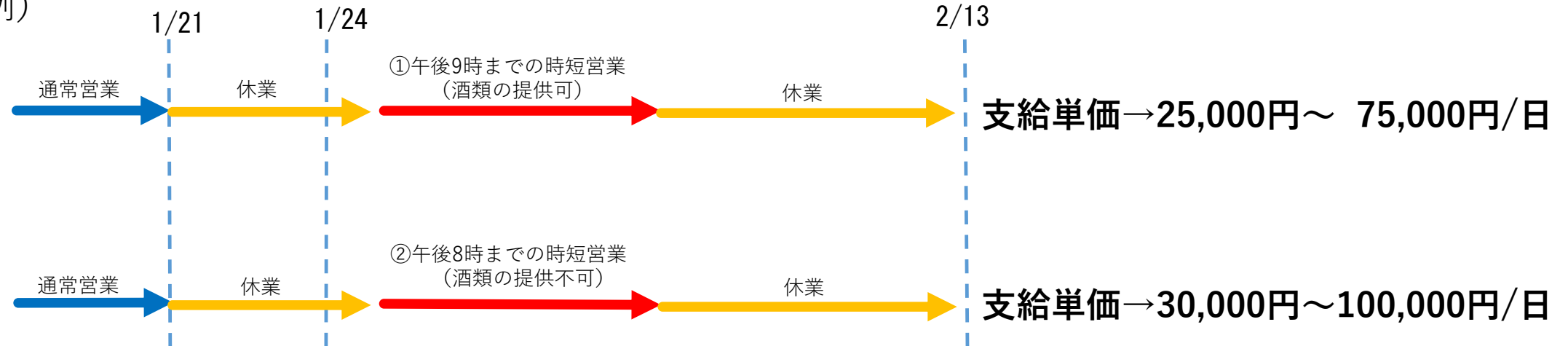
○要請期間中（1/21～2/13）に、「時短営業」と「休業」を相互に実施された場合、  
選択された次の①、②の要請内容ごとに、協力金の1日あたりの支給単価が統一されます。

① 午後9時までの営業時間短縮要請にご協力ください。（酒類の提供可）

② 午後8時までの営業時間短縮要請にご協力ください。（酒類の提供不可）

※通常営業時間が午後8時をこえ、午後9時以内の方は、②午後8時までの営業時間短縮（酒類提供不可）を選択された場合のみ、協力金が支給されます。

例)



## 2 非認証店の方へ

○要請期間中（1/21~2/13）に、「時短営業（午後8時までの営業時間短縮（酒類の提供**不可**））」と「休業」を相互に実施された場合、協力金の1日あたりの支給単価は以下のとおりとなります。

例)

